

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
欠席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
欠席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
欠席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
出席	委員	堀 田 薫	
出席	委員	伊 藤 利 彦	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 為積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
欠席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
欠席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
出席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成26年12月18日(木)
	午前9時00分から午前9時35分
	2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3. 出席委員(32人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(5人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請	
日程第 4 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 5 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
よる当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
4. 現況証明願	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に	
伴う農地転用	
日程第 8 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 瀧田崇司 である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、平成26年12月定例農業委員会を始めさ	
せていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永	
会長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中32名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9番 太田 芳郎 委員

議席番号10番 杵江 豊 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・10件

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件

決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・13件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・20件

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・2件

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・2件

4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・10件

2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、10件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長	<p>只今、事務局より議案第24号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
伊藤(辰)委員	<p>議案3番、4番、5番について質問します。譲渡人が違っており、耕作面積が同じですが、どうゆう意味ですか。</p>
事務局	<p>世帯が同一ということです。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請 10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>太陽光の申請でございます。計画では、260枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。</p> <p>以上、1件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、182枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、尾張旭市にて一般区域貨物自動車運送事業を行っており、順調に業績を伸ばす中で、愛西市への受注依頼も大変多くなってきたとの事です。愛西市への受注依頼があった場合は、その都度、尾張旭市より運送しており大変コストがかかるとの事で、今般の申請にて、申請地へトラック駐車場10台及び、運転者駐車場10台を確保する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する既存宅地にて3世代6人で暮らしておりますが、自動車保有台数が5台となり、現在の敷地では大変手狭なことにより、自宅隣接地であります今般申請地へ駐車場を確保する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、乳製品の加工及び販売を行っておりますが、製品の積み下ろしのためのトラック待機場所がなく、また、従業員及び社用車駐車場についても、現在ある3ヶ所のみでは、大変手狭で対応ができなくなったため、今回の申請にて、申請地へ従業員及び社用車駐車場、トラック待機場を確保する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 既存の設備に増築して太陽光発電設備を設置する計画でございます。356枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。60枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。

以上、6件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第26号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

池口委員

太陽光の申請について質問します。申請のみしておいて、なかなか事業を行わないなどとよく耳にしますが、そのような案件について、事務局としてはどう考

事務局	<p>えておりますか。</p> <p>事務局としては、申請の段階にて、事業の確実性を確認する為、経済産業省の認定通知及び、中部電力の系統連系申込書兼電力販売申込書を添付して頂いております。また、設置が終わった時点にて、完了報告を提出頂いております。そのため、質問にあった事案につきましては、現段階ではございません。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から13番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から13番、全体筆数は38筆、面積は31,305㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は、17筆、14,045㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入人は5名で、合計21筆、17,260㎡となっております。内容につきましては、作物は水稻、レンコン、花ハス、普通畑でございます。全て新規で13件、契約期間は5年6年10年、公告年月日は平成26年12月26日、契約開始年月日は平成27年1月1日、内容につきましては、全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第9号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から20番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、20件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の届出がございました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 4件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、10件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>

(報告 農地改良届出書 1 番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1 件の届出がございました。

(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1 番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積、事由、進達日を朗読説明) 以上、1 件の事業計画書が提出されましたので、内容及び現地を確認し、県へ進達させて頂きました。なお、この事案につきましては、農地法施行規則第 5 3 条第 1 4 項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当していると思われま

す。
以上でございます。

会長

只今、報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、報告 3 件 について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、1 2 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9 時 3 5 分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年12月18日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 9番委員 太 田 芳 郎

議事録署名者

議席番号 10番委員 杵 江 豊